○○知事

○○ ○○ 様

全日本自治団体	本労働	動組合	<b>(〇〇)</b>	丰本县	3
執行委員長	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	

同 公共サービス民間労働組合評議会議 長 〇 〇 〇

## 委託業務などにおける労務費の価格転嫁に関する要請書

日頃より、地方自治と地域公共サービスの発展にご尽力いただき、心より敬意 を表します。

内閣官房および公正取引委員会は、昨年 11 月 29 日に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(以下「労務費指針」という)を公表しました。原材料価格やエネルギーコストと比べて難しいとされる「労務費」も価格転嫁すべきであると明確に打ち出し、価格交渉への行動指針を取りまとめています。

地方公共団体についても、本年1月12日付け総務省自治行政局行政課長通知 (総行行第23号)において、労務指針を踏まえた対応により、労務費の適切な 価格転嫁を図るよう求めています。

つきましては、労務費指針および本要請の主旨をご理解いただき、○○県および県内市区町村の委託業務や指定管理者の施設運営(以下、「委託業務など」という)に従事する者が安心して良質な地域公共サービスを提供できる労働環境とするため、下記事項について特段のご尽力を要請いたします。

記

1. 最低賃金やその近傍の人件費単価が用いられた委託業務などを把握し、県内 春闘結果を踏まえ円滑な価格転嫁が図られるよう契約などの金額を変更する こと。

- 2. 複数年にわたる委託業務などの期間中に、労務費などの実勢価格に変化が生じた場合に、状況に応じた必要な金額変更の実施などの適切な対策を講ずることとし、その方針を公表すること。
- 3. 委託業務などの相手方から労務費の上昇を理由に価格引き上げを求められた場合には、リスク分担の定めに関わらず、当該団体との協議を行うこと。また、労務費の転嫁を求められたことを理由に不利益な取り扱いをしない方針を公表すること。
- 4.○○県人事委員会の職種別民間給与実態調査を用いて、労務費の上昇分にかかる委託業務などの価格引き上げを行うこと。
- 5. 関係組織と連携して労務費指針に沿った適切な価格転嫁を推進すること。特に、地方公共団体の事業活動については独占禁止法上の事業者として規制対象となることを周知すること。
- 6. ○○県内市区町村に対し、前5項の取り組みを要請すること。

以 上